

別表

種目	基準額(補助上限額)	対象経費	補助率	申請者
1 保育士資格取得支援事業	(1) 認可外保育施設資格取得支援 (a) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 (b) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,220円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10	認可外保育施設、地域型保育事業所(小規模保育事業C型、家庭的保育事業除く。)
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援 (a) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (b) 代替保育従事者雇上費 1人1日あたり 7,220円			保育所、幼稚園、認定こども園
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円			幼稚園教諭免許状を取得している者でかつ保育士資格を持っていない者
	(4) 保育所等保育士資格取得支援 指定保育士養成施設の受講に要した費用の1/2 ただし、以下の上限あり ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円			保育所、幼稚園、認定こども園幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園移行を予定する幼稚園、乳児院、児童養護施設(国公立除く。)
	(5) 保育士試験による資格取得支援事業 保育士試験受験のために学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円			保育士試験合格者

種目	基準額(補助上限額)	対象経費	補助率	申請者
2 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 (1)養成施設受講料等 養成施設受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (2)代替幼稚園教諭雇上費 1人1日あたり 7,220円	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び幼稚園教諭の代替に伴う雇上費	10/10	学校法人又は社会福祉法人
3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定率の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円	保育士養成施設に対する就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10	指定保育士養成施設
4 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金		市町
5 保育環境改善等事業	(1)基本改善事業 1施設当たり 7,200,000円 (2)環境改善事業 障がい児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1施設当たり 1,029,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金補助及び交付金	2/3	市町
5-1 保育環境改善等事業	(2)環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器の購入費、リース料、導入費用	3/4	認可外保育施設
6 保育体制強化事業	(1)保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 (2)児童の園外活動の見守り等 (a)保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、(1)に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000円 (b)安全管理に知見を有する者として市町が認められた者に謝金を支払う場合又は委託する場合 1か所当たり月額 45,000円 ※(a)、(b)は1か所につき一方のみ	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3/4	市町

種目	基準額(補助上限額)	対象経費	補助率	申請者
7 保育補助者雇上強化事業	<p>(1)利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,328,000円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町においては、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 3,104,000円</p> <p>(2)利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,656,000円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町においては、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 6,208,000円</p>	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	7/8	市町
8 医療的ケア児保育支援事業	<p>(1)基本分単価 (a)看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 5,290,000 円 (b)看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000 円を加算する。</p> <p>(2)加算分単価 (a)研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000 円 (b)保育補助者配置加算 1か所当たり 年額 2,170,000 円 (c)医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,170,000 円 ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000 円を加算する。 (d)ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 560,000 円 (e)検討会等設置加算 1自治体当たり 年額 360,000 円</p>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	3/4 ※3年後の医療的ケア児の保育所等の利用を希望する人数(見込み)に対して、医療的ケア児の受入人数(見込み)が上回る旨の整備計画書を策定する場合は5/6	市町

※種目1及び2において、松山市内に所在する施設及び松山市に住所を有する者は申請の対象外とする。